

平成29年1月18日

「確定給付企業年金実務基準」の改定

公益社団法人日本年金数理人会

平成29年1月1日を施行日とする確定給付企業年金法施行令等の改正を受け、改正内容の一部に関する確定給付企業年金実務基準の改定を検討してまいりましたが、先般開催されました当会理事会において承認されましたので、ここに公表いたします。

今回の改定にあたっては、平成28年12月22日に改定に関する草案を公開し、平成29年1月10日までコメントの募集を行いました。提出されたコメント内容を踏まえ、明確化の観点等により修正を加えた上で、本実務基準を公表するものです。

なお、公開草案からの修正箇所は別紙のとおりとなります。

以 上

別紙

【公開草案を修正した箇所】

	修正前	修正後
〔例示①〕の備考 〔例示②〕の備考	<ul style="list-style-type: none"> ・その他の資産に区分した為替ヘッジ付き外国債券や新株予約権付社債について、政策的資産構成割合では国内債券とみなしている場合に、その他の資産から当該国内債券とみなしている部分を除いて取り扱うなど。 	(削除)
〔例示④〕	<ul style="list-style-type: none"> ・将来行う予定の政策的資産構成割合の変更を織り込んで各資産の係数を算定することも可能。この場合には、計算基準日時点の保有資産残高に政策的資産構成割合の各資産の構成割合を乗じることで、各資産のみなし資産残高を算定し、当該残高に各資産の係数を乗じる方法が考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・将来行う予定の政策的資産構成割合の変更を織り込んで、変更後の政策的資産構成割合の策定時に想定するリスクに基づいて各資産の係数を算定することも可能。 ・財政悪化リスク相当額の算定は、計算基準日時点の保有資産残高に現在または将来予定している政策的資産構成割合の各資産の構成割合を乗じることで、各資産のみなし資産残高を算定し、当該残高に各資産の係数を乗じる方法が考えられる。

以上